

令和6年度 事業計画



社会福祉
法人

五所川原市社会福祉協議会

令和 6 年度

社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会

事業計画

《 基本方針 》

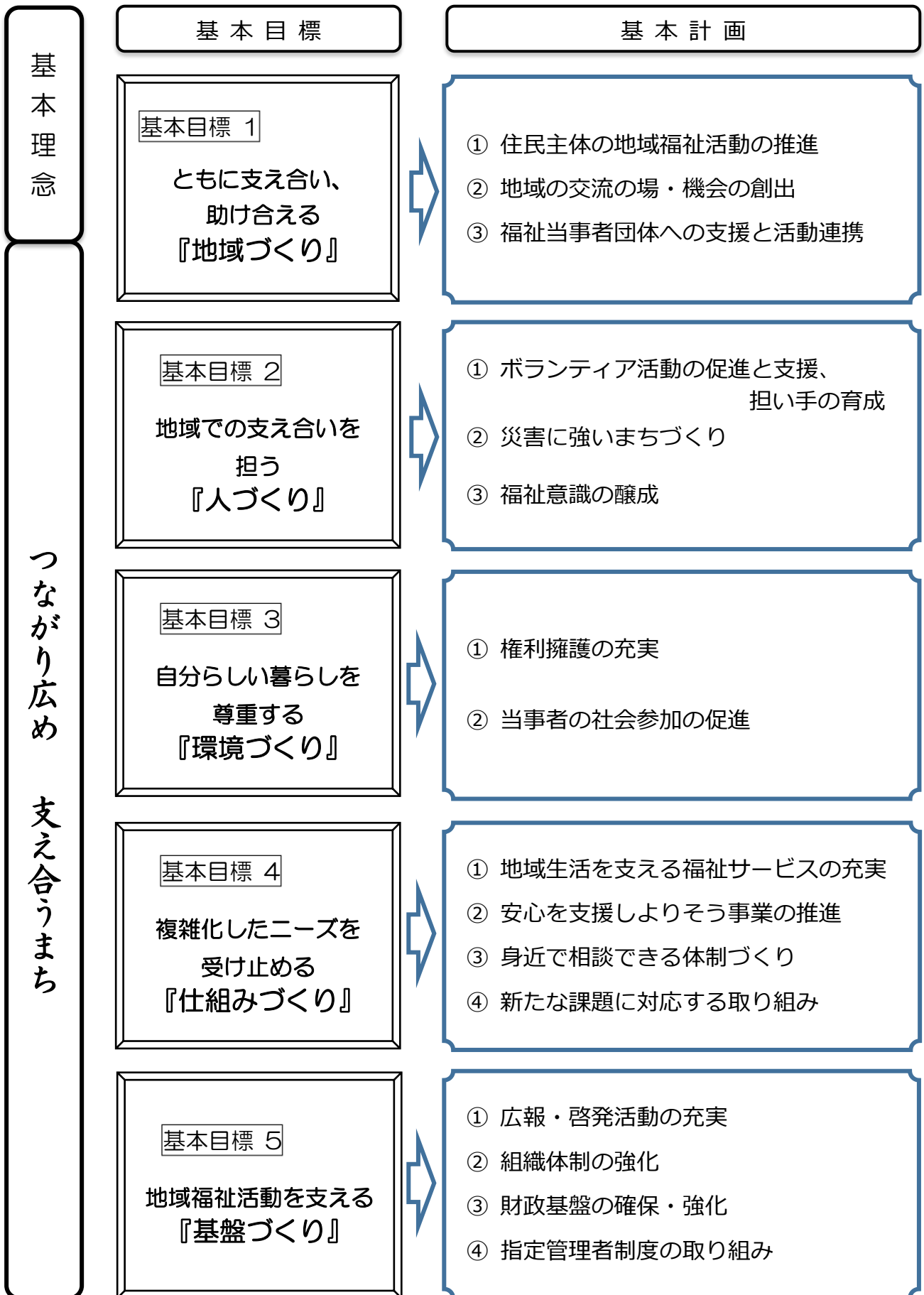
少子高齢化や核家族化、人口減少が進行し、家族内での相談助言をはじめ子育てや介護等の支えの機能縮小、地域での交流機会やつながりの希薄化など社会環境が大きく変化し、孤立や健康不安、生きづらさを抱える人が増加しており、深刻化させない見守り、発見、支え合いの構築が重要となっています。

また、頻発する自然災害への備えや復旧では、心強さと安心感を創り出すために、日頃からの近隣住民との顔が見える関係づくりに期待が寄せられています。

このような状況の中、住民課題の把握や課題解決への態勢を強化する第3次五所川原市地域福祉活動計画のもと、これまで培ってきた住民参加や各種連携を、さらに多種多様な主体の参加によって拡大・重層化した「地域の連携力」で、地域住民が住民課題に向き合い、新たな社会資源を創造する方針で事業推進に努めます。

本会は、社会福祉法人化60周年となる来年度を目前に「暮らし慣れた場所で、家族や友人とふれあい、いきいきと暮らし続ける」ことの尊さと想いを再認識し、基本理念である「笑顔でつながり幸せあふれるごしょがわら」の実現を目指して歩みを着実に進めます。

第3次地域福祉活動計画（ささえあいプラン）の体系図



重点項目

➤ 不安を抱える人への支援

社会環境や健康上の理由、物価高騰や地域経済の低迷などで生活に不安や困難を抱える人を見逃さない住民意識を啓発し、社会福祉関係機関や多種多様な個人団体が連携し、それぞれの機能を発揮した仕組みの構築により、一人ひとりに安心感が届く寄り添いの相談と支援を迅速に行います。

➤ 権利擁護の充実

病気や障がい等により、自分らしさを保持した社会生活の継続のために、周囲の支援を要する人が増加しており、権利擁護支援の需要増大に対応できる体制整備が求められています。

残存機能や社会資源を活かしつつ、判断能力の状態に応じた最適な支援環境の選択や支援者の育成、情報提供や情報保障を含む広範なサービスの充実に取り組みます。

➤ 暮らしを支えるサービス事業の検討及び運営

介護等サービスと地域の見守りやボランティア活動が連携した、住民に密着したサービスを検討し有効に組み合わせて提供することにより、住み慣れた場所で安心して暮らし続けることができる支援を目指します。

➤ 運営基盤の強化

質の高いサービスを担う専門職をはじめとする人材発掘・育成や、住民課題を積極的に把握し柔軟な支援の企画調整を行い、情報の収集発信等を的確に行うことで、各種事業の成果を高め、住民の理解啓発と会員拡大や参加への意識高揚を図り、法人の基礎を強化、適正運営を進めます。

=主要事業=

ともに支え合い、助け合える『地域づくり』の推進

第1 住民主体の地域福祉活動の推進

1. 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 … p.6
2. 地域見守り支え合い事業 … p.6
3. ひとり暮らし高齢者のつどい … p.6

第2 地域の交流の場・機会の創出

1. 生活支援体制整備事業 … p.7
2. ふれあいいきいきサロン事業 … p.7

第3 福祉当事者団体への支援と活動連携

1. 福祉団体事業支援 … p.7
2. 地区社協・福祉団体活動費助成事業 … p.8

地域での支え合いを担う『人づくり』の育成

第1 ボランティア活動の促進と支援、担い手の育成

1. 五所川原市ボランティア・市民活動センター運営事業 … p.8
2. アクティブシニアポイント事業 … p.8
3. 福祉サポーター養成講座の開催 … p.8

第2 災害に強いまちづくり

1. 五所川原市災害ボランティアネットワークの構築 … p.9
2. 福祉避難所の受け入れ態勢整備 … p.9

第3 福祉意識の醸成

1. 五所川原市社会福祉大会の開催 … p.9
2. ふくし出前講座の開催 … p.9

自分らしい暮らしを尊重する『環境づくり』の促進

第1 権利擁護の充実

1. 西北五圏域権利擁護センターの受託運営 … p.9
2. 権利擁護センターごしょがわら運営事業 … p.10

第2 当事者の社会参加の促進

1. 愛の輪レクリエーション大会の開催 … p.10
2. ケア付き立佞武多実施事業 … p.10

複雑化したニーズを受け止める『仕組みづくり』の充実

第1 地域生活を支える福祉サービスの充実

1. 介護福祉事業 … p.10
2. 支え合い支援事業（保険適用外事業） … p.11
3. 障害者総合支援事業 … p.11
4. 放課後児童健全育成事業 … p.12

第2 安心を支援しよりそう事業の推進

1. 緊急通報システム「福祉安心電話サービス事業」 … p.12
2. 電話訪問サービス「お元気ですかコール事業」 … p.12
3. 生活福祉資金貸付事業 … p.12
4. 五所川原市たすけあい資金貸付事業 … p.12
5. 福祉用具貸与事業 … p.12
6. 福祉移送サービス事業（一般乗用旅客自動車運送事業） … p.12

7. 歳末たすけあい事業	・・・ p.12
<u>第3 身近で相談できる体制づくり</u>	
1. なんでも相談所の運営	・・・ p.13
2. 在宅介護支援センター運営事業	・・・ p.13
3. 行政及び専門機関との連携	・・・ p.13
4. 地域住民からの意見、提案、課題等収集	・・・ p.13
<u>第4 新たな課題に対応する取り組み</u>	
1. 五所川原子ども宅食おすそわけ便	・・・ p.13
2. あおもりしあわせネットワーク事業	・・・ p.13
3. フードバンクの活用	・・・ p.14

地域福祉活動を支える『基盤づくり』の強化

第1 広報・啓発活動の充実

1. 広報紙「社協ごしょがわら」、「声の社協」発行	・・・ p.14
2. ホームページ運営事業	・・・ p.14

第2 組織体制の強化

1. 法人（会務）の適正な運営【主要会議】	・・・ p.14
2. 各部署定例会議の開催、職員の資質向上	・・・ p.15
3. 地区社協や各種団体・関係機関との連携・協働	・・・ p.15
4. 事業所におけるハラスメント防止の推進	・・・ p.15
5. 事業継続計画（BCP）の推進	・・・ p.15
6. 事業推進力及び事務処理能力の強化	・・・ p.15

第3 財政基盤の確保・強化

1. 会員会費制度の周知と拡大	・・・ p.16
2. 赤い羽根共同募金等の促進	・・・ p.16
3. 有料広告の利用促進	・・・ p.16
4. 各種助成の確保	・・・ p.16

第4 指定管理者制度の取り組み

1. 五所川原市養護老人ホームくるみ園管理運営	・・・ p.16
2. 五所川原市地域福祉センター管理運営	・・・ p.16
3. 五所川原市生き生きセンター管理運営	・・・ p.16
4. 金木中央老人福祉センター管理運営	・・・ p.16
5. 五所川原市健康増進施設（にこにこ温泉しうら）管理運営	・・・ p.17
6. 生活支援ハウス管理運営	・・・ p.17

《事業実施内容》

ともに支え合い、助け合える『地域づくり』の推進

第1 住民主体の地域福祉活動の推進

1. 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成するため、身近な地域において、地域住民による共助の取組の活性化を図り、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させない予防的対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりなど、地域における共助基盤の構築を目的とした地域共生社会を目指します。

2. 地域見守り支え合い事業

推進する地域福祉活動の中心として位置付け、次にあげる活動の実践を目指すものです。地域資源及び地域住民のつながりを切ることなく孤立させない各地域の実情に見あった支え合いの仕組みを地域住民とともに考え、その実践に取り組みます。

(1) 見守りネットワーク活動促進事業

住民が主体的に実施する見守りや支え合い活動の強化や育成に要する経費の助成を行うものです。助成の対象は、前述の事業に加え、見守りネットワーク活動促進に資する下記事業となります。

ア、ふれあいほっとサロン事業

身近な場所を利用し、高齢者等と住民ボランティアとが協働し、自主的に企画・運営するサロン活動を進め、閉じこもり防止や社会参加と見守りを支援します。

イ、除排雪たすけあい事業

除雪作業を地域住民による助けあいの活動によって実施し、安心して暮らすことができる地域づくりを支援します。

ウ、ふれあい交流会開催事業

近隣とのつながりや絆の再構築を図るため、老若男女地域の誰もが参加できる交流会等の開催を促進し、互いに支え合う「地域共生社会」の構築を支援します。

エ、その他の福祉活動事業

地域の生活課題に対し、住民自らが解決・改善を検討する取り組みを推進し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

3. ひとり暮らし高齢者のつどい実施事業

概ね70歳以上の在宅高齢者等を対象に、生きがいを持ち、健康な生活を営むことができる地域社会の形成を促進するため、市内各地区社協等が主体となり、地区の資源を活かしながら交流を深めることを目的に開催します。

第2 地域の交流の場・機会の創出

1. 生活支援体制整備事業

高齢者等が住み慣れた地域において、生きがいを持った在宅での生活を継続できるよう、事業における第2層生活支援コーディネーターを受託・配置し、住民ニーズの把握、社会資源の把握等の地域アセスメントを行い、関係者間のネットワークの構築や、通いの場等の生活支援サービスの創出、並びにサービスや支援の担い手となるボランティアの養成を、第1層生活支援コーディネーターとともに推進します。

2. ふれあいいきいきサロン

高齢者、障がい者及び子育て世代等のサロンの普及に関し、周知啓発やサロン運営の支援を行います。身近な集会所等を利用して気軽に集まることができ、生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げられるような場を、地域住民とともに創出します。

第3 福祉当事者団体への支援と活動連携

1. 福祉団体事業支援

(1) 五所川原市ボランティア連絡協議会

ボランティア活動の発展と地域福祉の向上、各団体・個人の充実を目的とし、互いに連携、協力、情報交換等のため組織された連絡協議会の充実に資するため、事務局運営等を支援します。

(2) 五所川原市共同募金委員会

住民相互の助け合いを基調とした赤い羽根共同募金運動、及び歳末たすけあい運動を推進し、本会を含めた民間社会福祉団体における事業の充実や発展のため、その活動資金の募集を進め、地域住民に協力・理解を求めることを目的に組織された共同募金委員会の充実を図ります。

(3) 社会福祉法人等連絡協議会

市内の社会福祉法人で組織される協議会に参画します。協議会は協働により地域が必要とするサービスの創造及び支援を行い、地域の社会資源としての役割を果たすことを目的に、市民の誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティの実現を目指します。また、本会はその事務局を担当し、その適切かつ円滑な運営を推進します。

(4) 五所川原市身体障害者福祉会

身体に障がいを抱える方が自ら進んでその障がいを克服し、互助友愛の精神に基づいて社会活動に参加し、その福祉の向上を図ることを目的として組織された団体の発展のため、その適正な事務局運営を推進します。

(5) 西北五手をつなぐ育成会

市内及び西北管内に居住する知的障がいをお持ちの方の相互扶助の理念に基づき、生活の確立と向上、親睦交流、育成と福祉の増進を図ることを目的として組織された団体の適正な事務運営を推進します。

(6) 五所川原市母子寡婦福祉会

会員相互の親睦、及び連絡調整を緊密にし、母子寡婦福祉の増進を図ることを目的に組織された団体の適正な事務運営を推進します。

(7) 五所川原市老人クラブ連合会

人生100年時代を迎えた今日において、社会的な期待はますます大きくなる高齢期を楽しく、生きがいをもって暮らすため、健康で自立し、身近な仲間と支え合いながら、住みよい地域づくりを進めるための支援を行います。高齢者自ら「健康」「友愛」「奉仕」の活動に取り組む、老人クラブの普及・発展のための連合会事務局運営を推進します。

2. 地区社協・福祉団体活動費助成事業

地域の福祉ニーズに即した住民主体の細かな事業活動の展開にあたり、地区社協及び福祉団体等に対する地域福祉活動推進の助成、及び支援を行います。

地域での支え合いを担う『人づくり』の育成

第1 ボランティア活動の促進と支援、担い手の育成

1. 五所川原市ボランティア・市民活動センター運営事業

地域住民の福祉意識高揚を推進し、様々なボランティア活動への積極的な参加促進のため、各種効果的な情報発信、及びそのコーディネート体制の強化に重点を置き、災害時等緊急対応への備えも加味した関係機関・団体等との連携のもと、ボランティア活動の振興に必要な支援を行います。

- ① ボランティア活動の支援・調整・普及等のコーディネート
- ② ボランティアニーズの発信
- ③ ボランティア保険の周知・受付
- ④ レクリエーショングッズの貸出し
- ⑤ 収集ボランティア
- ⑥ ボランティアリーフレットの作成

2. アクティブシニアポイント事業の推進

「少子高齢化社会」「人生100年時代」と言われる今日において、高齢者の社会的活躍に注目が集まっており、社会を担う力としてその役割が一層期待されています。高齢者が介護施設等で行うボランティア活動にポイントを付与することで、高齢者の生きがい、健康増進、介護予防につなげるとともに、地域活動の担い手としての高齢者の社会参加を促進します。

3. 福祉サポーター養成講座の開催

住民同士で互いに支え合う地域社会の構築を目的に、地域への関心・理解を深めるための積極的な情報の提供や、サポートのための機会を提供します。

第2 災害に強いまちづくり

1. 五所川原市災害ボランティアネットワークの構築

近年頻発する地震や水害など自然災害に対する備えや災害発生時には「災害ボランティアセンター」を円滑に設置運営できるように、企業やボランティア等各協力機関及び個人・団体等とのネットワーク構築を図る。

2. 福祉避難所受け入れ態勢の整備

五所川原市との「福祉避難所の確保に関する協定書」に基づき、災害発生時に一般避難所での生活に支障があり特別な配慮を要する方（要援護者）を、下記の施設が「福祉避難所」となって、円滑に受け入れできる態勢を整えます。

- (1) 五所川原市養護老人ホームくるみ園
- (2) 五所川原市地域福祉センター
- (3) 金木中央老人福祉センター
- (4) 金木生活支援ハウス
- (5) 市浦生活支援ハウス

第3 福祉意識の醸成

1. 五所川原市社会福祉大会の開催

住民が安心して暮らせる住み良い福祉のまちづくりを推進するために、市民及び福祉関係者等が一堂に会し、地域福祉推進の意義を認識すると共に、社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰、感謝する式典等のため令和6年9月28日（土）ふるさと交流圏民センター（オルテンシア）で開催します。

2. ふくし出前講座の開催

福祉への関心や理解を深め、思いやりの心や助け合う力を養うため、ふくし出前講座メニューを機関連携で充実・整備・周知し、小・中・高等学校や町内会、各種団体等からの依頼に応じ、講座開催の支援・調整や職員の派遣、講師の斡旋等を行います。

自分らしい暮らしを尊重する『環境づくり』の促進

第1 権利擁護の充実

1. 西北五圏域権利擁護センターの受託運営

住民の状態に最適な支援制度が選択され、権利が適切に保護された自立生活を持続するため、西北五圏域（五所川原市・つがる市・鶴田町）での専門性や資源の活用を含む権利擁護支援体制の充実が図られるよう、成年後見制度利用促進基本計画による中核機関を受託運営し、権利擁護の普及啓発、成年後見制度等の利用促進を資する下記業務を行います。

- ① 広報・調査
- ② 権利擁護の相談支援

③ 権利擁護支援チームの形成支援とフォローアップ等

2. 権利擁護センターごしよがわら運営事業

地域において、障がいや認知機能の低下などにより、自身の判断能力が不十分となり、意思や権利を主張することが困難な方を対象に、個々の権利を護るための利用者支援を行います。

(1) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者など、判断能力が不十分な方の権利擁護を目的に、地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービス利用の援助を行い、それに伴う日常的な金銭管理等で日常生活維持支援を行います。本会は、基幹的社協として五所川原市・鶴田町・中泊町地域を担当します。

(2) 成年後見人等受任事業

生活に必要な種々の判断を自身では行なうことができないなど、法律行為や財産管理がしづらい方を対象に、成年後見制度に基づく成年後見人等を本会が法人として受任し、成年被後見人等の財産管理、及び身上監護等支援を行います。

(3) 財産あんしんサポート事業

高齢者や障がい者本人が保有・保管する重要財産（権利書や預金証書等）を、利用者本人と本会との契約締結を基に、貸金庫等で確実に保管します。世帯の単身化が進む社会の新たなニーズ（財産保管、死後事務委任等）に対応します。

第2 当事者の社会参加の促進

1. 愛の輪レクリエーション大会の開催

在宅・施設入所者を問わず、障がい者が、その家族やボランティアと一堂に集い、交流活動により親睦を深め、自らの活動意欲を育成し、地域にノーマライゼーションの理解を広げることがを目的とし、令和6年11月16日（土）に開催します。

2. ケア付き立佞武多実施事業

地域を代表する祭りである「五所川原立佞武多」に、誰もが一緒に参加できるよう、ボランティアが結集し介助や送迎の環境を整え、参加したいと願う在宅高齢者及び障がい者の希望実現の支援と住民連携の向上を目的に祭り期間に実施します。

複雑化したニーズを受け止める『仕組みづくり』の充実

第1 地域生活を支える福祉サービスの充実

1. 介護福祉事業

(1) 居宅介護支援事業

高齢者等が、病気や加齢などによって日常生活に何らかの問題が生じたとき、生活相談に応じ適切なアドバイスをします。必要に応じて要介護認定申請の代行やケアプ

ラン作成の依頼を受け、介護サービス事業者や地域資源を活用し、相談者が希望する自立した生活を総合的に支援します。

(2) 訪問介護事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

介護保険制度及び介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）において、身体介護・生活援助・通院介助、乗降介助等の介護サービスを本会訪問介護員等が提供し、要介護や要支援状態にある高齢者等の自立を支援します。

(3) 通所介護事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

日常生活において要介護又は要支援状態にある利用者の住まいから、送迎する形態による入浴介助、介護、リハビリ等のサービスを看護・介護職員等が提供し、高齢者等の自立を支援します。また、高齢者の介護予防を目的に、レクリエーションや趣味活動を取り入れた通所サービスを前述事業に併行し提供します。これは要支援判定を受けていない方でも、基本チェックリストによる判定を行い、生活機能の低下がみられた場合において、訪問型および通所型サービスが利用可能となるものです。

2. 支え合い支援事業（保険適用外事業）

介護員を派遣する訪問介護事業において、介護保険制度や障害福祉サービスでは対応できないニーズに柔軟に対応し、地域住民が安心・安定した在宅生活が維持できるよう、制度適応外の介護サービスを提供します。

3. 障害者総合支援事業

(1) 居宅介護・重度訪問介護事業・同行援護事業

障害者施策の指定居宅介護事業のもと、居宅支給決定を受けた利用者に対し、身体介護・生活援助・移動支援・通院等乗降介助等のサービスを訪問介護員等が提供し、障がい者の自立を支援します。

(2) 障害者デイサービス事業

障害者施策の指定居宅介護事業のもと、居宅支給決定を受けた利用者に対し、通所サービスを提供し、自立促進、身体機能の維持向上、社会参加を図り、障がい者の自立を支援します。

(3) 障害者移動支援事業

屋外等での移動が困難であると居宅支給決定を受けた障がい者に対し、訪問介護員等が外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を市からの受託のもと支援します。

(4) 障害者相談支援事業

相談支援専門員が、障がい者の意思及び人格を尊重し、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう配慮するとともに、利用者の選択に基づき、適切なサービスを総合的かつ効率的に提供されるよう支援し、モニタリングや必要に応じた計画変更、及び情報提供、助言、調整支援を行います。

4. 放課後児童健全育成事業

児童の学校外活動において、健康増進及び情操を豊かにすることを目的に、ふれあいハウスひまわり（五所川原市地域福祉センター内）を拠点とし、遊び場提供、学習活動を自主的に行える環境整備、生活指導の他、地域連携を深め、関係団体等と協働した子育て支援機能をもって、児童の健全育成活動を推進します。

第2 安心を支援しよりそう事業の推進

1. 緊急通報システム「福祉安心電話サービス事業」

住み慣れた地域社会で、安心して生活できる環境づくりを近隣住民や福祉・保健・医療等の関係団体を結集したネットワークづくりを進めると共に、近隣の協力員を中心とした24時間体制の見守りによる安心を提供します。また、各関係機関で利用者情報を共有し、適切なサービス事業の展開につなげます。

2. 電話訪問サービス「お元気ですかコール事業」

福祉安心電話サービス利用会員等の利用希望者に定期的な電話訪問を行い、悩み事の早期発見、不安解消、安否確認等の支援をします。

3. 生活福祉資金貸付事業（県社協事務受託事業）

低所得者、高齢者又は障がい者世帯等を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉の社会参加促進を図り、安定した生活を営めるよう支援します。

4. 五所川原市たすけあい資金貸付事業

低所得等の要因により、急な出費などで日常生活の維持に困窮する世帯を対象に、迅速で一時的な小口資金の貸付を継続するとともに、より効果的な活用ができるよう検討を加え、当該世帯の生活安定を支援します。

5. 福祉用具貸与事業

高齢者及び障がい者等の日常生活の維持や、一時的に要する福祉用具について、他制度利用困難な方への貸与を行い、自立の助長及び介護者の負担軽減を推進します。

福祉用具は、個人や各団体等からの寄贈拡大を図ると共に、安全性維持を確実にした用具管理に努めます。

6. 福祉移送サービス事業

福祉車両等を用いて、外出が著しく困難な高齢者及び心身障がい者を、日常生活上で必要な外出、医療機関へ輸送（介護輸送・ケア輸送）することにより、利用者の利便性向上及びその家族の負担軽減、社会福祉の向上を図ります。

7. 歳末たすけあい事業

(1) 出張サンタクロース事業

対象となるひとり親世帯の希望世帯に、サンタクロースとトナカイに扮したボランティアがプレゼントを持って訪問・交流し、福祉向上、児童の健全育成を推進します。

(NHK 歳末たすけあいの配分金事業)

(2) 地域歳末たすけあい事業

地区社協等の小地域において、クリスマス会やしめ縄づくり、お楽しみ食事会など、訪問活動や寄り合い活動を通し、時節課題における小地域（地区）ごとのニーズに応じた事業を実施します。

第3 身近で相談できる体制づくり

1. なんでも相談所の運営

地域住民の生活上における困りごとを解決につなげるための総合的な相談窓口を開設し、24時間体制での電話相談に対応します。また、相談機能増強のために専門機関等ネットワーク強化及び相談援助スキルアップなど、体制の充実を図ります。

2. 在宅介護支援センター運営事業（市受託事業）

高齢者介護等に関する総合的な相談に応じ、見守りや各種制度へつなぐことを目的とした支援センター事業を市内3圏域において展開します。

- (1) 五所川原市社会福祉協議会在宅介護支援センター（主に南小学区）
- (2) 金木在宅介護支援センター（金木圏域）
- (3) 市浦在宅介護支援センター（市浦圏域）

3. 行政及び専門機関との連携・協力

住民からのあらゆる相談対応のため、他の社会資源と連携強化します。また、必要に応じ、他の専門機関にも個人情報保護を踏まえた上、情報共有に取り組みます。

4. 地域住民からの意見、提案、課題等収集

地域福祉活動推進に、地域住民からの率直な声を広く収集することを目的とし、ソーシャルネットワークを用いた意見収集や、各種会議・研修・イベント等における参加者アンケートに取り組みます。

第4 新たな課題に対応する取り組み

1. 五所川原こども宅食おすそわけ便

支援につながることが難しく、支援が届きにくいひとり親家庭等との「つながり」を更に強め、子ども達の見守り体制強化を図ります。また、見守りを通して要支援世帯の更なる援助に繋ぐことができるよう、市内社会福祉法人や民生委員・児童委員、市民ボランティア、団体、企業、行政等との連携を推進します。

2. あおもりしあわせネットワーク（参画）

社会福祉法人の社会貢献活動に参加し、多くの社会福祉法人と連携を図り、既存の制度やサービスでは対応できない課題に迅速に対応するために、支援が必要な人を早期把握し、解決のための各種支援を推進します。

3. フードバンク事業

生活が困窮する世帯等へ、寄贈された食料品等を提供するシステムを活用し、迅速に実態に即した対応で支援するとともに、そのより小地域体系へ向けた実践を検討します。

地域福祉活動を支える『基盤づくり』の強化

第1 広報・啓発活動の充実

1. 広報「社協ごしよがわら」「声の社協」の発行

地域住民に、福祉に関する各種情報を積極的に伝えることで、常に福祉活動への認識を促し、本会事業活動への理解と参加協力等の広報紙の発行、並びに視覚障がい者等も同様の情報を取得できる手段として、音声化（CD等）して年6回（奇数月）発行します。

2. ホームページ運営事業

住民活動の取組みや福祉情報、ボランティア・市民活動センターからの発信等、地域住民が必要とする情報を、身近で手軽かつタイムリーに取得できるよう、本会ホームページを、重要な情報源であるウェブ上へ公開し、理解しやすい情報と随時関心が寄せられるような創意を加え、全世代住民への関心拡大のための情報提供に努めます。

第2 組織体制の強化

1. 法人（会務）の適正な運営【主要会議】

地域福祉推進を図るために必要な会議等を開催するとともに状況に応じて協議の機会を設けます。

(1) 理事会の開催

- | | |
|---------|----------------------------|
| 令和6年 6月 | ・令和5年度事業報告及び収支決算審議 など |
| 令和6年 8月 | ・令和6年度後期事業展開等に関する検討 など |
| 令和6年11月 | ・令和6年度収支補正予算（案）審議 など |
| 令和7年 3月 | ・令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）審議など |

(2) 評議員会の開催

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 令和6年 6月 | ・令和5年度事業報告及び収支決算承認 など |
| 令和6年12月 | ・令和6年度収支補正予算（案）承認 など |
| 令和7年 3月 | ・令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認 など |

(3) 監査会

- | | |
|---------|----------------------|
| 令和6年 5月 | ・令和5年度事業報告及び収支決算等の監査 |
| 令和6年11月 | ・令和6年度中間監査 |

(4) 部会・委員会の開催

本会の各種事業運営、社会福祉事業の検討事項に関し、調査や研究等を行なう部会

及び専門的課題を検討し、事業推進の指針を示す委員会を設置し、必要に応じて開催します。

(5) その他、必要に応じた会議を開催します。

2. 各部署定例会議の開催、職員の資質向上

(1) 法人運営会議（管理職会議）等の開催

本会が運営する各種事業及び管理等の推進において、管理職による運営会議を開催し、各事業等の現状把握に努め、意思統一及び職務遂行機能を高めます。また、相互の職務を補える内部牽制を含めた組織運営を図ります。

(2) 各部署定例会議の開催

各課、各部署あるいは業務別会議などを随時開催し、より細やかな業務上の課題解決のための方策を話し合い、意思統一のとれた業務の推進・連携を図ります。

(3) 職員の資質向上

社会福祉の専門職として、職員の資質向上のため、各種研修や検討会への積極的な参加等を計画し、変わりゆく制度や情報を的確に把握し、適正に運営できる能力を高めます。また、住民の相談・介護が円滑に行われるよう相談援助・介護等技術の習得を促します。

3. 地区社協や各種団体・関係機関との連携・協働

地域福祉を進めるうえで、地区社協及び各種団体・関係機関等のそれぞれの技術向上できる援助や介護の機能を活かしながら、役割分担を明確にしつつ、地域の福祉課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを行っていくため、より一層の連携・協働を図ります。

4. 事業所におけるハラスメント防止の措置

セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント防止について、周知・啓発及び研修の実施、相談等に適切に対応できる体制整備の充実を推進します。

5. 事業継続計画（BCP）の推進

災害の発生などで、我々社会福祉協議会のサービス提供環境に影響が生じても、通常どおりの対応が期待されていることを再認識し、いざというときに止めてはならない事業を、必要なレベルで継続し、早期に復旧するために事前に想定する「事業継続計画（BCP）」について、運用に向けた訓練の実施に取り組みます。

6. 事業推進力及び事務処理能力の強化

変化する住民ニーズに丁寧寄り添い、民間事業者による柔軟なサービス提供ができるよう、効果が見込める事業展開を積極的に捉え、十分な対応ができる事業推進力を強めます。また、推進する各種事業の適正かつ効率向上のため、円滑な事務処理体制の整備の検討及び計画を進めます。

第3 財政基盤の確保・強化

1. 会員会費制度の周知と拡大

地域福祉活動に関わる財源確保のため、住民からの支持を得、社協会員として継続的な地域福祉への協力を得られるよう特色を発揮した積極的な周知に努めます。

会員（一般会員・団体会員・賛助会員）として地域福祉活動への参加を促し、その拡大方法を検討し実践します。また、福祉活動のより一層の充実を目的に、会員の拡大に向けた取り組みを推進します。

2. 赤い羽根共同募金運動等の促進

市民へ赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の趣旨を広く周知し、募金活動への協力参加を促すと共に、地域のための配分金拡大を目指し、地域福祉の向上を推進します。

3. 有料広告の利用促進

広報紙（社協ごしょがわら）等へ民間企業等の広告を掲載可能な体制をとり、より身近で、より充実した事業展開を目指し、広告企業等の拡大に努めます。

4. 各種助成の確保

福祉事業充実のための各種補助・受託及び指定管理の継続的な支援を働きかけると共に、新たな助成や地域資源の有効活用に向けた情報把握、及び参入を進めます。

第4 指定管理者制度への取り組み

1. 五所川原市養護老人ホームくるみ園管理運営（五所川原市字幾世森 165 番地 1）

入居者の人権や意思を尊重し、健康で潤いと生きがいのある生活を維持できる環境を提供すると共に、入居者の自立のための援助や社会参加の促進に努め、高齢者福祉の向上を図ります。また、自立した生活や社会適応が困難な高齢者の一時的利用（高齢者生活管理指導短期宿泊事業）で、生活習慣等の指導、体調の調整、要介護状態への進行を防ぎます。

2. 五所川原市地域福祉センター管理運営（五所川原市字幾世森 24 番地 38）

福祉ニーズに対応した活動を幅広く展開し、住民に地域福祉活動の普及・啓発及び各種福祉情報の提供等を図り、地域の総合福祉活動の拠点としての機能を確立・発揮します。

3. 五所川原市生き生きセンター管理運営（五所川原市字幾世森 218 番地 6）

地域に開放された福祉センターとして、高齢者をはじめとする市民の保健福祉の向上を図ることを目的に、各種相談への対応及び団体等の活動推進、週3日間（火、木、土曜日）の温泉入浴を住民に提供します。

4. 金木中央老人福祉センター管理運営（五所川原市金木町川倉七夕野 426 番地 11）

地域に開放された福祉センターとして、高齢者等の福祉と健康の増進を図ることを

目的に、各種相談への対応及び団体等の活動推進、週6日間（月曜日定休）の温泉入浴を住民に提供します。

5. 五所川原市健康増進施設（にこにこ温泉しうら）管理運営（五所川原市相内岩井81番地385）
市民の健康づくり、健康寿命の延伸及び福祉の増進を図るため、疾病予防意識の高揚、健康指導及び健康管理に関する事業の実施、週6日間（火曜日定休）の温泉入浴、トレーニング室の使用を住民に提供します。
6. 生活支援ハウス管理運営
高齢者等に対して、金木生活支援ハウス（入居定員12名）、市浦生活支援ハウス（入居定員20名）において、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者等の福祉の増進を図ることを目的に2施設の管理運営を行います。
 - (1) 金木生活支援ハウス（五所川原市金木町川倉七夕野426番地11）
 - (2) 市浦生活支援ハウス（五所川原市相内321番地）